

# 【法人】貸室賃貸借契約解除届

貸主 殿

株式会社アドバンスホーム 殿

この度、下記注意事項を承諾し、次のとおり貸室賃貸借契約を解除し、住宅を明渡しますことをお届けします。転居先及び敷金等の精算金の振込先を、下記のとおりです。

なお、一旦解除届を提出した以上、貴殿の文書による承諾なくしてこれを撤回いたしません。万一、明渡しの日が遅延した場合は、貸室賃貸借契約書の条項に従い損害金をお支払いいたします。

契約者氏名

印

届出日	年 月 日	居住期間	年 月
物件名	号室		
精算書 送付先 住所 TEL	〒 TEL ( ) FAX ( )		
入居者 連絡先	電話番号 ( ) ※携帯電話番号をご指定の場合、担当者より届出受理のショートメッセージをお送りいたします		
精算金 返還先	普通・当座 口座番号 _____ 銀行 支店 口座名義 _____ ※契約者本人の口座に限る (カタカナ)		
解除理由			
お住まい時の 良い点/悪い点			
① 契約解除日	年 月 日	受理年月日	
② 明渡し立会い 希望日時	年 月 日 □未定 午前・午後 時 分 □未定	受理者	年 月 日 印

《 ご注意とお願い 》

- ① 契約解除日 貸室賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、本届出日の翌日から1ヶ月以上の予告期間を定めてご記入ください。
- ② 明渡し 契約解除は住宅をゴミや残置物なく完全に明渡し、鍵等を返還した時に完了したものと認定します。明渡し後は契約解除日前でも住宅の使用はできません。
- ③ 賃料等 契約解除日以前に明渡しされても、契約解除日まで賃料等が発生いたします。契約解除月の月額賃料等を満額お支払いいただき、日割り計算をして返金いたします。賃料等は前月払いですので二重払いにならないようご注意ください。
- ④ 損害賠償金 契約解除日を過ぎても完全な明渡しができなかった場合、契約条項に従い明渡しに至るまで1日につき日割り賃料の倍額の損害賠償金を請求します。
- ⑤ 公共料金等 電気、ガス、水道及び通信等は各供給機関に事前に連絡し、必ず明渡し日までの料金を精算してください。ガスの閉栓に立会いが必要な場合があります。
- ⑥ 郵便転送届 郵便局の窓口またはインターネットより明渡し立会い日の一週間以上前に郵便の転居届の手続きを行い新住所に必ず転送手続き願います。
- ⑦ 住宅保険 弊社指定の保険にご加入の方は解約されるか、住所変更の手続きをお願いします。「フレックス短期少額保険」で検索ください。
- ⑧ 住宅の修繕 明渡しされるに際し、居住者負担に係わる修繕および設備の交換がある場合にはその工事に要する費用を負担していただきます。
- ⑨ 私物やゴミ 住宅や敷地内の私物やゴミ等を指定された曜日にご自身で処分願います。明渡し日当日に混合ゴミや粗大ごみを廃棄するのはおやめください。
- ⑩ 返還金の送金 敷金は、契約条項に従い償却し残額を解除日の翌月末日までに、ご指定の口座に振込みます。債務額が敷金を超過した場合、ご契約者に請求いたします。